

## 薬局と医療機関の連携推進で情報提供などに新たな評価

～かかりつけ機能に応じた評価、対物から対人への業務の構造的転換を図る見直しも～

調剤報酬の見直しでは、かかりつけ薬局・薬剤師機能を評価する見直しや、薬局と医療機関との情報連携に対する新たな評価が行われました。一方で、処方箋の受付回数が多い場合や特定の医療機関からの処方箋受付割合が高い薬局に係る調剤基本料の低減の仕組みを強化するなど、いわゆる門前薬局や大型チェーン薬局にとって厳しい内容の見直しもありました。また、薬機法等の改正で、情報通信機器を用いた服薬指導が対面指導の例外として認められることから、オンライン服薬指導に係る評価が設けられています。

### かかりつけ薬剤師の対応で患者のプライバシー確保を求める、点数はアップ

かかりつけ機能に関しては、かかりつけ薬剤師指導料が73点から76点に、かかりつけ薬剤師包括管理料は281点から291点に引き上げられ、併せて、「患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないよう、パーティション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮している」ことが、施設基準に加えられました。

また、かかりつけ薬剤師指導料については、薬剤服用歴管理指導料と同様に設定されている特定薬剤管理指導加算が1と2に改編され、新たな評価として2が設けられました。

加算2は100点(月1回)が設定され、一定の要件に該当するがん患者について、医療機関と情報連携した場合に算定できます。

### 糖尿病治療薬に関する調剤後の管理指導を新たに評価

薬剤服用歴管理指導料には、インスリン製剤等の糖尿病治療薬に関する「調剤後薬剤管理指導加算」(月1回30点)と、実技指導等の評価である「吸入

薬指導加算」(3カ月に1回30点)も新設されました。

調剤後薬剤管理指導加算は、調剤基本料の地域支援体制加算を届け出ている薬局が、医師の求めなどに応じ、調剤後も副作用の有無の確認や服薬指導等を行い、その結果を医師に情報提供した場合の評価です。

吸入薬指導加算は、喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者に対し、医師の求めなどに応じて、吸入薬の使用方法について文書での説明に加え練習用吸入器を用いた実技指導を行い、その指導内容を医療機関に提供した場合の評価とされています。

### 重複投薬等の解消につながる取り組みの評価も新設

医療機関との情報連携では、処方医に重複投薬等の解消に係る提案を行うことも新たに評価されます。服用薬剤調整支援料が1と2に改編されたもので、2が新たな評価です。

複数の医療機関から6種類以上の内服薬が処方されている患者について、重複投薬等の状況を含めた服用中の薬剤の一元的把握を行い、処方医に重複投薬等の解消に係る提案を行った場合の評価として100点(3カ月に1回)が設定されました。

経管投薬に関する薬局の支援も  
評価の対象に

医療機関(医師)の求めなどによる対応では、「経管投薬支援料」(100点)の新設もありました。胃瘻も

しくは腸瘻による経管投薬または経鼻経管投薬を行っている患者が簡易懸濁法を開始する場合について、医師の求めなどに応じて薬局が必要な支援を行った場合の評価として設けられました。

既存の点数項目に組み込んで  
オンライン服薬指導の評価を新設

服薬指導については、情報通信機器を用いた場合の評価が新たに設けられました。対象となる患者は、①(医科診療報酬の)オンライン診療料に規定

する情報通信機器を用いた診療の実施に伴って処方箋が交付された患者と、②(同)在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴って処方箋が交付された患者——とされています(16ページに関連記事掲載)。

薬局・薬剤師と医療機関・医師の情報連携等に係る評価の概要

■かかりつけ薬剤師指導料・薬剤服用歴管理指導料

- 特定薬剤管理指導加算・・・10点 → 特定薬剤管理指導加算1・・・10点(改定前と同様)  
特定薬剤管理指導加算2・・・100点(月1回)

※特定薬剤管理指導加算2は、施設基準を満たし届け出た薬局が、外来化学療法加算の連携充実加算を届け出ている医療機関で抗悪性腫瘍剤を注射された患者について管理指導を行った場合の評価。治療内容等を文書で確認し、必要な薬学的管理および指導を行い、患者の同意を得た上で、調剤後の抗悪性腫瘍剤等の服用に関し、電話等により服用状況、副作用の有無等について患者に確認し、当該医療機関に必要な情報を文書等で提供した場合に、月1回に限り所定点数に加算。同加算における薬学的管理等を行うとする薬剤師は、原則として、医療機関のホームページ等でレジメンを閲覧し、あらかじめ薬学的管理等に必要情報を把握する。

【施設基準の概要】

①勤務経験を5年以上有する薬剤師が勤務している。②患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないようパーティション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮している。③麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができる体制が整備されている。④医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に、当該薬局に勤務する常勤の薬剤師が年1回以上参加している(2020年9月30日まで経過措置を適用)。

■薬剤服用歴管理指導料

- 調剤後薬剤管理指導加算・・・30点(月1回)

※調剤基本料の地域支援体制加算を届け出ている薬局の薬剤師が、新たにインスリン製剤またはスルフォニル尿素系製剤が処方されるなどした患者に管理指導を行った場合の評価。患者や家族から求めがあり、処方医に了解を得たとき、または医療機関(処方医)からの求めがあった場合に、患者の同意を得て、調剤後も当該薬剤の服用に関し、電話等によりその服用状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理および指導(当該調剤と同日に行う場合を除く)を行い、医療機関に必要な情報を文書等で提供した場合に、月に1回に限り所定点数に加算。

- 吸入薬指導加算・・・30点(3カ月に1回)

※吸入薬の投薬が行われている喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者が対象。患者や家族等から求めがあった場合であって、処方医に了解を得たとき、または医療機関の求めがあった場合に、患者の同意を得て、文書および練習用吸入器等を用いて必要な薬学的管理および指導を行い、医療機関に必要な情報を文書等で提供した場合に、3カ月に1回に限り所定点数に加算。

- 服用薬剤調整支援料・・・125点 → 服用薬剤調整支援料1・・・125点(改定前と同様)  
服用薬剤調整支援料2・・・100点(3カ月に1回)

※服用薬剤調整支援料2は、複数の医療機関から6種類以上の内服薬(特に規定するものを除く)が処方されていた患者が対象。患者や家族等の求めに応じ、服用中の薬剤について一元的把握を行った結果、重複投薬等が確認された場合であって、処方医に対し、その状況が記載された文書を用いてその重複投薬等の解消に係る提案を行った場合、3カ月に1回に限り算定。

- 経管投薬支援料・・・100点

※胃瘻もしくは腸瘻による経管投薬または経鼻経管投薬を行っている患者や家族等から求めがあった場合であって、処方医に了解を得たとき、または医療機関の求めがあった場合に、患者の同意を得た上で、簡易懸濁法による薬剤の服用に関して必要な支援を行った場合に初回に限り算定。

■薬剤服用歴管理指導料

- |       |  |
|-------|--|
| 【改定前】 | 1. 原則、6カ月以内に再度、処方箋を持参した患者に対して行った場合・・・41点 |
|       | 2. 1の患者以外に対して行った場合・・・53点                 |
|       | 3. 特別養護老人ホームに入所している患者に訪問して行った場合・・・41点    |
| 【改定後】 | 1. 原則、3カ月以内に再度、処方箋を持参した患者に対して行った場合・・・43点 |
|       | 2. 1の患者以外に対して行った場合・・・57点                 |
|       | 3. 特別養護老人ホームに入所している患者に訪問して行った場合・・・43点    |
|       | 4. 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合・・・43点            |
- ※オンライン診療の実施に伴い、処方箋が交付された患者であって、原則3カ月以内に薬剤服用歴管理指導料1または2を算定した患者が対象。算定は月1回。

【情報通信機器を用いた服薬指導の算定要件の概要】

- ①オンライン服薬指導は当該薬局内で行い、薬剤服用歴管理指導料に係る業務を実施する。
- ②患者の同意を得た上で、対面による服薬指導とオンライン服薬指導を組み合わせた服薬指導計画を作成し、同計画に基づいてオンライン服薬指導を実施する。
- ③オンライン服薬指導を行う薬剤師は、原則として同一の者であること。ただし、やむを得ない事由により同一の薬剤師が対応できない場合には、同一薬局内の他の薬剤師(あらかじめ対面による服薬指導を実施したことがある薬剤師2人までの)氏名を服薬指導計画に記載し、あらかじめ患者に、他の薬剤師がオンライン服薬指導を行うことの同意を得ている場合は、他の薬剤師が対応できる。
- ④患者の薬剤服用歴を経時的に把握するため、原則として、手帳により薬剤服用歴および服用中の医薬品等について確認する。患者が服用中の医薬品等について、患者を含めた関係者が一元的、継続的に確認できるよう、服薬指導等の内容を手帳に記載する。
- ⑤服薬指導を行う際の情報通信機器の運用に要する費用および医薬品等を患者に配送する際に要する費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として、社会通念上妥当な額の実費を別途徴収できる。医薬品を患者に配送する場合は、医薬品受領の確認を行う。

【情報通信機器を用いた服薬指導の施設基準の概要】

- (1) 情報通信機器を用いた服薬指導を行うにつき十分な体制が整備されている。
- (2) 当該薬局において、次の①・②の1カ月当たりの算定回数の合計に占めるオンラインによる服薬指導料の算定回数の割合が1割以下。①薬剤服用歴管理指導料、②在宅患者訪問薬剤管理指導料(在宅患者オンライン服薬指導料を含む)

- 在宅患者訪問薬剤管理指導料

|                            |      |
|----------------------------|------|
| 1. 単一建物診療患者が1人の場合・・・       | 650点 |
| 2. 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合・・・ | 320点 |
| 3. 1および2以外の場合・・・           | 290点 |

※在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い処方箋が交付された患者であって、在宅患者訪問薬剤管理指導料を月1回のみ算定している患者に対し、情報通信機器を用いた服薬指導(訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く)を行った場合は、在宅患者オンライン服薬指導料として月1回に限り57点を算定(薬剤師1人につき、週10回を限度として算定。1～3も合わせて薬剤師1人週40回に限り算定)。

【在宅患者オンライン服薬指導料の算定要件、施設基準の概要】

- ◎訪問診療を行った医師に、在宅患者オンライン服薬指導の結果に関する必要情報を文書で提供する。その他の取り組み事項は、薬剤服用歴管理指導料の情報通信機器を用いた服薬指導と同様。
- ◎施設基準は、薬剤服用歴管理指導料の情報通信機器を用いた服薬指導に係る届け出を行っていること。